

栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託仕様書

1 業務名

栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託

2 業務委託の目的

栃木県（以下、県という。）は、以下の目的のために業務委託を実施する。

- (1) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の未収金の回収業務について、専門的な知識や経験・実績等を有する債権回収会社に委託することで、効率的・効果的な未収金の回収を図る。
- (2) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の債務者の生活状況や利便性に十分配慮しながら未収金の回収業務にあたり、徴収率の向上を図る。
- (3) 栃木県高等学校等修学資金貸付金の回収業務を委託することで、県の滞納整理に関する事務の効率化を図るとともに、債権回収会社との連携により、県の債務者に対する回収業務の質の向上を図る。

3 未収金回収業務を委託する貸付金

(1) 貸付金の概要

- ① 高等学校又は高等専門学校に在学する方で、勉学の意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して修学資金の貸与を行うことにより、教育の機会均等を図ることを目的とする貸付金。
- ② 貸与額は、在学する学校及び通学形態により4区分あり、利子は無利子（ただし、返還を延滞したときは、延滞している修学資金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに1.5%の割合を乗じた額。納入期限が令和2年10月までは2.5%、平成28年6月までは5%の割合を乗じた額）。
- ③ 連帯保証人2名が存在する。
- ④ 償還期限は貸与金額により、20年以内に設定している。

(2) 回収業務を委託する未収金等

- ① 原則として貸付金の最終返済期限から半年以上納入が無く、回収困難な未収金。回収困難な未収金とは、債務者の所在が不明なものや、県の再三の指導にも関わらず全く納入しないなど、納付の意思がみられないものである。

対象人数 約150名 対象債権額 39,796,648円

※上記人数、債権額については、令和8年1月26日現在の数字であり、今後プロポザルにより事業者が内定した段階で再度正確な数を抽出した上で契約交渉を行う。

- ② 貸付金元金の償還が終了しているが、延滞金のみ償還が残っているもの。
対象人数 44名 対象債権額 7,379,200円

- ③ 回収業務の対象者である借受人、連帯保証人（以下「債務者等」という。）及び委託す

る未収金の額は、栃木県が別途指定する。

- ④ 県は受託者に対して、把握している債務者等の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、未収額、その他業務を行う上で必要となる情報）を提供するものとする。提供時期については、県と受託者とが協議の上、別途定めるものとする。

4 委託する業務の内容

（1）上記3（2）の未収金の回収業務

- ① 債務者等への催告及び交渉（但し、公権力の行使に当たらない範囲内とする。）
② 未収金の収納及び県への払込み

（2）未収金回収に係る調査等

- ① 債務者等の所在不明者に関する調査を行うこと。なお、所在不明者に関して現地調査が必要な場合は、県と別途協議し、管理回収業務の一環として訪問調査等を行う。
② 債務者等の生活状況に応じた償還計画の作成・支援をすること。
③ 債権者等が死亡している債権のうち、県が指定する債権について、管理回収業務の一環として県が指定する相続順位までの必要書類を取得し、相続関係図を作成し、県へ報告する。

（3）その他

- ① 未収金の回収状況についての月次・年度報告（債務者との交渉記録等の提供を含む）
② 県との定期協議及び県への債権回収業務における助言

5 委託料

（1）委託料の金額

① 未収金の収納

本委託業務により受託者が回収した金額に委託料率を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。

② 居住調査及び相続人調査等

本委託業務により受託者が実施した調査件数に委託料を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。

（2）支払い方法

委託料の支払い方法は精算払いとする。

6 その他の留意事項

（1）守秘義務、個人情報の適正管理

本委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」

を遵守すること。この中の「甲」とは栃木県のことをいい、「乙」とは本委託業務の受託者のことをいう。

(2) 検査

県は、委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を実施することができる。